

ミツヒロニュース



今年は、自然災害や消費税増税、令和の時代にと目まぐるしい動きの年でした。また、老後資金 2,000 万円問題なども大きな話題となりました。認知症になると成年後見人を定めないといけないのですが、その成年後見人に月額 2～6 万円の報酬の支払いが必要となります。両親なら 2 人分が必要になるため、年金生活の中で負担するのは大変な金額になります。手元に残るお金で生活することを考えると厳しいものが有ります。7 人に 1 人が認知症になる時代です。認知症にならないよう、そして健康寿命をのばすために「生活習慣の改善」「運動」「食事」の 3 つに気を付けて頂きたいと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇令和2年分の扶養控除等申告書はココに注意
- ◇あなたの相続対策は大丈夫？
- ◇今月のお勧めセミナー
- ◇お知らせ
年末調整のお知らせ
- ◇あとがき
「栗きんとんに挑戦！」



令和2年分の扶養控除等申告書はココに注意

所得税や住民税の改正に伴い、令和 2 年分からサラリーマンが提出する扶養控除等申告書（以下、マル扶）が変わります。どう変わるのか、確認しましょう。

令和 2 年分では、住民税に関する事項に「単身児童扶養者」欄が新設されました。また、見た目は変わりませんが、下表のとおり、要件が改正されています。改正の詳細は次ページをご参照ください。

マル扶での記載区分等	所得控除名	変更内容
A 源泉控除対象配偶者	－	・「配偶者」の要件（合計所得金額）の改正 85万円以下 → 95万円以下
B 控除対象扶養親族	扶養控除	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正 38万円以下 → 48万円以下
C 障害者、寡婦、寡夫 又は勤労学生	障害者控除	・「扶養親族」と「同一生計配偶者」の要件（合計所得金額）の改正 38万円以下 → 48万円以下
	寡婦控除	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正 38万円以下 → 48万円以下
	寡夫控除	・「生計を一にする子」の要件（総所得金額等）の改正 38万円以下 → 48万円以下
	勤労学生	・申告者本人の要件（合計所得金額）の改正 65万円以下 → 75万円以下
16歳未満の扶養親族	－	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正 38万円以下 → 48万円以下

1. 所得税の改正の影響

(1) 所得金額要件の改正

平成30年度税制改正により、所得税の基礎控除額が10万円引上げられました。この改正に伴い、各種所得控除等を適用するための所得金額要件の上限も10万円引上げられています。マル扶の記載に影響がある部分は、次ページにある表のとおりです。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

上記(1)のとおり、所得金額要件の上限が10万円引上げられたものの、所得金額を計算する上での収入が、給与等のみ又は公的年金等のみの場合は、実質これまでと変わりません。それは、給与所得又は雑所得の金額を計算する上での控除額が、改正により原則として10万円引下げられたからです。給与等又は公的年金等の収入のみとした場合の、収入金額に応じた所得金額は、右表のとおりです。

なお、1点注意しなければならないのが、寡婦（寡夫）控除における申告者本人の合計所得金額要件です。この要件に改正はありません。そのため、給与所得控除額の引下げのみ影響を受け、給与等の収入のみとした場合の収入の上限が6,888,889円から6,777,778円に下がります。

源泉控除対象配偶者は、所得の見積額が900万円以下の申告者と生計を一にする一定の配偶者です。この900万円に変更はありませんが、収入が給与等のみであった場合は、改正により新設された『所得金額調整控除』の適用を受けるか否かによって、所得金額900万円に対する収入金額が右表のように異なります。

給与等の収入金額	所得金額
1,030,000円	480,000円
1,500,000円	950,000円
6,777,778円	5,000,000円

年齢	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,080,000円	480,000円
65歳以上	1,633,334円	950,000円
65歳未満	1,580,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円

所得金額調整	受ける	1,110万円
控除※の適用	受けない	1,095万円

(※) 所得金額調整控除の適用対象者
その年の給与等の収入金額が850万円超の者で、
次のいずれかに該当する者

- ① 申告者本人が特別障害者に該当する
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- ④ 特別障害者である扶養親族を有する

扶

扶養控除等(異動)申告書

令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書

所轄税務署長等
給与の支払者の
氏名(氏名)

税務署長
給与の支払者の
法人(個人)番号

市町村長等
給与の支払者の
所在地(住所)

(フリガナ)
あなたの氏名

あなたの個人番号

あなたの住所
又は 郵便番号

あなたの生年月日
年 月 日

世帯主の氏名

あなたの配偶者

配偶者の有無
有・無

あなたが「源泉徴収 集配票等」に該当する同一生計世帯者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが自身が障害者、高齢、寡婦又は高等学校生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等

**A 源泉控除
対象配偶者
(注1)**

**B 扶養親族
(16歳以上
(49.7.3以降))**

**C 障害者、寡婦又は
高等学校生**

**D 他所得者が
扶養親族等**

個人番号

あなたの生年月日

住所又は居所

扶養を受け始める前住所

異動月日及び事由

異動月日及び事由

異動月日及び事由

異動月日及び事由

① 源泉控除対象配偶者等とは、前住所(申請前年の所得額が900万円以下に限りす。)と異動を一回する配偶者(専業主婦等)として給与の支払者(本人及び世帯主等)と見做す。② 令和2年の所得の支払者が95万円以下の人をいす。

③ 同一住所者が、所得者として一回の給与を受ける配偶者(専業主婦等)と、給与の支払者(本人及び世帯主等)とを兼ねる。

16歳未満の
扶養親族
(平17.2以降)

源泉徴収票
集配票等

個人番号

あなたの生年月日

住所又は居所

異動月日及び事由

異動月日及び事由

異動月日及び事由

① 扶養親族に就く事項(注)の順は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者(市町村長)に提出する給与所得者の源泉徴収票等中所得の金額を参照しています。

16歳未満の
扶養親族
(平17.2以降)

源泉徴収票
集配票等

個人番号

あなたの生年月日

住所又は居所

異動月日及び事由

異動月日及び事由

異動月日及び事由

① 扶養親族に就く事項(注)の順は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者(市町村長)に提出する給与所得者の源泉徴収票等中所得の金額を参照しています。

住民税に関する事項は、次の2点の改正によるものです。

16歳未満の扶養親族	上記1.（1）の改正に紐付き、所得金額の要件は48万円以下に引上げ
単身児童扶養者	個人住民税の非課税措置の対象者に『単身児童扶養者※』が含まれた改正により、記載欄が新設 （※）単身児童扶養者とは、児童扶養手当の受給者である一定の未婚（事実婚を除く）の父母

配偶者や子らがパートやアルバイト収入のみ、あるいは公的年金等のみであれば、実質変動はありません。
 なお、給与受給者にひとり親がいる場合は、単身児童扶養者の確認を案内しましょう。

あなたの相続対策は大丈夫？



相続直前に借入金で賃貸物件を取得する節税策にストップ

東京地方裁判所は、8月27日、相続財産の一部の土地及び建物の価格につき評価通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められるとして、評価通達によらない評価方法での評価を行った更正処分等の取り消しが求められた事案について、納税者の請求を棄却する判決を言い渡しました。

(1) 借入金の債務控除等で相続税をゼロに

平成21年まで不動産賃貸業を営む法人の代表者であった被相続人が、“相続開始前3年5カ月”前”に、賃貸用不動産（甲不動産）を、また、“相続開始前2年6カ月”前”に、賃貸用不動産（乙不動産）を、合計14億円で取得。不動産の購入資金として、銀行から合計約10億円の借入れをしていた。平成24年6月の相続開始後、相続人は各不動産を評価通達に基づき合計約3億3千万円と評価、さらに借入金約10億円を債務控除し、小規模宅地特例を適用したうえで、相続税をゼロとして申告した。これに対し税務署は、評価通達の定めにより評価することが著しく不適当な場合に国税庁長官の指示で評価する定めに基づき、鑑定評価額（甲不動産：約7億5千万円、乙不動産約5億2千万円）による評価が適正として、平成28年4月に更正処分。国税不服審判所の裁決を経て、提訴された。

相続人は相続開始の9か月後に、乙不動産を第三者に譲渡している。

(2) 問題の経緯

被相続人の年齢	年 月	詳 細
90 才	平成 20 年 5 月	相続に関する相談を金融機関にした。孫の代まで、スムーズに事業承継をおこないたい旨を話し、対策の提案を受けた。
	平成 20 年 8 月	被相続人は、二男の長男である孫と養子縁組をした。
91 才	平成 21 年 1 月	被相続人は、甲不動産を 837 百万円で取得。R 銀行から借入れ。
	平成 21 年 12 月	被相続人は、乙不動産を 550 百万円で取得。被相続人は R 銀行から借入れ。
94 才	平成 24 年 6 月	被相続人が死亡。被相続人は平成 21 年まで不動産賃貸業を営む法人の代表だった。養子が本件各不動産と債務の全部を承継した。
	平成 25 年 3 月	養子は乙不動産を 515 百万円で譲渡。
	平成 28 年 4 月	税務署から相続税の更正処分を受ける。

(次頁へつづく)



(3) 金融機関での「貸出稟議」

金融機関での「貸出稟議」には、相続対策のため不動産購入を計画、購入資金につき借入れの依頼があった旨、及び相続対策のために不動産購入とあります。借入れの目的が相続税の負担の軽減を目的としたものであることが明らかです。

(4) 税務当局の考え

不動産などを購入する目的が相続税の負担を軽減するためだけのものである場合、同様の軽減策を採らなかった他の納税者との間の租税負担の公平はもちろん、被相続人が多額の財産を保有していないため同様の軽減策によって相続税負担の軽減という効果を享受する余地のない他の納税者との間での実質的な租税負担の公平を著しく害し、富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという相続税の目的に反する著しい不平等なものであると考えています。

(5) 対応

単に相続対策として考えるのではなく、自らの不動産経営の一つとして将来に渡って運用するという大義名分が必要です。

参考文献： ■ M y Komon ■ ゆりかご倶楽部

今月のお勧めセミナー

★ 第5回 そこが知りたかった！税務・会計セミナー 中小企業の『決算実務と税金対策』

今回のセミナーでは、決算実務について「会社法」「会計」「税務」の側面を縦割りに集約して、分かりやすく解説します。その他、改正点に加え、普遍的に決算にあたって留意すべき点や、大きく利益が出た年度には、必ずご検討頂きたい節税ポイントについてお話しします。

開催日 2019年11月5日(火) 13:30~16:30

★ 第4回 実務講座／キャッシュ・フロー応用編 キャッシュ・フロー計算書の作成法

キャッシュ・フロー計算書では、会社の現金創出能力や支払い能力を読み取ることができます。また、損益計算書とは別の観点から資金状況を知ること、会社の抱える問題点を明らかにし、早めの対策を打つことが可能となります。

皆様と一緒にキャッシュ・フロー計算書を作成し、活用法をお伝えしますので、ぜひ御社の経営改善にお役立てください。

開催日 2019年11月6日(水) 13:30~16:30

※各セミナー概要は、別紙ピンクの案内をご覧ください。



年末調整のお知らせ

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることがないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかりましょう。

あしがき

下田です。秋といえば味覚の秋！岐阜の恵那や中津川の栗さんととも大好きな和菓子のひとつですが、買うとなるとチョッと値段が高いんですね。そこで初めて自分で作ってみました。栗を茹で、実を掻き出し、砂糖と塩を加え温かいうちに潰す。と手順はいたってシンプル。しかし滑らかになるまで潰すには、少々時間がかかります。ほど良く粒感が残りつつ滑らかに仕上がった栗さんとん。家族みんな美味しいと食べてくれました。食後に「おむすび大の栗さんとんが食べたい！！」とオーダーされました。栗さんとん作りまた挑戦しま～す。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

